



住まい

☎ 問い合わせ先 ☎ 電話番号 ☎ FAX番号

住宅

市営住宅

入居者の募集を、以下の方式で行っています。申し込みには、収入などの要件があります。詳細は、市政だよりのほか、市や住宅供給公社のホームページでご確認ください。

- (1) 抽選方式（年4回：5、8、11、2月）
- (2) ポイント方式（年2回：6、12月）
- (3) 随時募集

☎ 市住宅供給公社募集課

☎ 271-2561 ☎ 272-5030

高齢者向け優良賃貸住宅

市が「高齢者向け優良賃貸住宅」として認定した、バリアフリーや緊急通報装置など、高齢者の特性に配慮した賃貸住宅を提供しています。

入居には、60歳以上などの要件があります。

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた民間賃貸住宅を、市が「サービス付き高齢者向け住宅」として登録し、物件の情報を提供しています。

入居には60歳以上の人または要介護・要支援認定を受けている人などの要件があります。

高齢者世帯住替え助成事業

居住環境が悪い民間賃貸住宅等に居住している、または建て替えなどにより住み替えが必要な高齢者世帯の民間賃貸住宅への住み替えに係る初期費用の一部助成を行います。

▶対象者＝60歳以上のひとり暮らし世帯か60歳以上の方と配偶者の世帯、または60歳以上の親族等で構成される世帯▶要件＝収入や住み替え後の住宅

の面積や家賃など一定の要件に該当すること▶対象費用＝引っ越し費用、仲介手数料、住宅保険料等▶助成率＝助成対象費用の1/2▶助成額＝上限10万円（子育て世帯と同居・近居の場合、上限額を上げ）

子育て世帯住替え助成事業

子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、中古住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住み替えに係る初期費用の一部助成を行います。

▶対象者＝扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯、または妊娠している人がある世帯▶要件＝住み替え後の住宅の面積や家賃など一定の要件に該当すること▶対象費用＝中古住宅購入費用、引っ越し費用、仲介手数料、住宅保険料等▶助成率＝助成対象費用の1/2▶助成額＝上限15万円（三世帯同居・近居、多子（子ども2人以上）世帯の場合、上限額を上げ）

セーフティネット住宅入居支援事業

セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援を行います。要件等については市ホームページでご確認ください。

▶改修費補助＝登録住宅の改修工事等に対する補助▶家賃低廉化補助＝家賃と入居者負担額との差額を補助▶家賃債務保証料等低廉化補助＝入居時の家賃債務保証料及び保険料を補助▶住替え助成＝住み替えに係る初期費用の一部を助成

☎ 住宅都市みどり局住宅計画課

☎ 711-4279 ☎ 733-5589

住宅に関する相談窓口

住宅の新築・増改築、マンション管理、賃貸借トラブルなどの相談

一般相談は電話・面談で、特別相談は面談で住まいの相談に応じます。

相談内容		日時
一般相談 (予約不要)	住宅・建築に関する相談全般	月～金曜 10:00～12:00 13:00～16:00
	法律相談	毎週金曜 13:00～16:00
特別相談 (要予約)	不動産相談	毎月第1・3水曜 13:00～16:00
	資金計画相談	毎月第1火曜 13:00～15:00
	マンション管理相談	毎月第1・3木曜 13:00～16:00
	住宅設計相談	毎月第3火曜 13:00～16:00
	空き家相談	毎月第2木曜 13:00～15:00
	マンションライフサイクル・コンシェルジュ相談	毎月第2月曜 13:00～16:00

☎ 住宅都市みどり局住宅計画課

住宅相談コーナー（市役所3階）

☎ 711-4808 ☎ 733-5589

高齢者や障がい者の住まいに関する相談

■高齢者や障がい者の民間賃貸住宅入居相談
住まいサポートふくおか
(市社会福祉協議会事業開発課)

☎ 720-5356 ☎ 406-0169

■高齢者や障がい者に適した住宅改造相談
住宅改造相談センター

☎ 731-3511 ☎ 731-5361

■高齢者や障がい者の住宅改造助成
各区福祉・介護保険課（⇒P.8～11）

マンションなど中高層建築物の建築に伴う相談

中高層建築物などの建築に伴う、日照、プライバシー、駐車場などの相談を行っています。

☎ 住宅都市みどり局建築調整課

☎ 711-4777 ☎ 733-5584

建物の新築・改築・取り壊し

住居表示実施済区域（住所が「○○丁目（または○○町）○番○号」などで表示されている区域）で、建物を「新築」「改築」「取り壊し」する人は、管轄の区市民課・出張所（出張所管内

は出張所に限る)へ届出をお願いします。この届出を行わずに、間違った住所を使用すると、郵便物等の誤配などが生じ、住民登録・不動産登記などの住所の訂正手続きを行っていただく必要が生じます。

「改築」の場合でも、必ずしも以前の住居番号と同じになるとは限りませんので、管轄の区市民課、出張所にお問い合わせください。

■届出が必要な建物

- ・住居の用に供する建物
- ・事務所または事業所の用に供する建物
- ・その他市長が必要と認める工作物

■届出に必要なもの

▶新築・改築の場合

- ①建物各階の平面図・配置図と付近の見取り図
- ②建築確認済証の写し
- ③届出人が建物の所有者、管理者又は占有者以外の場合は委任状
※住所の設定には、数日かかる場合もあります。

- ④届出書を持参する人の社員証(法人の場合)や、運転免許証などの本人確認書類

▶取り壊しの場合

- ①建物の位置図または滅失登記簿の写し
- ②届出書を持参する人の社員証(法人の場合)や、運転免許証などの本人確認書類

問 各区市民課、各出張所 ⇨P.8~11

住宅に関するその他の窓口

住宅の耐震化

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の耐震改修工事や建て替え、共同住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事および道路に面する危険なブロック塀等の除却工事にかかる費用の一部を助成します。事前に申し込みが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 住宅都市みどり局建築物安全推進課
☎ 711-4580 ☎ 733-5584

吹付けアスベスト等の除去など

吹付けアスベスト等が使用されているおそれのある民間建築物で、分析調査や除去等工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。事前に申し込みが必要です。

問 住宅都市みどり局建築調整課
☎ 711-4586 ☎ 733-5584

建築協定の締結

良好な居住環境の保全・形成と、建築紛争の未然防止へ向け、地域の皆さんが自らの手で策定する建築協定の締結を積極的に支援しています。

問 住宅都市みどり局建築調整課
☎ 711-4581 ☎ 733-5584

擁壁や崖の改修など

危険な擁壁や崖に対する防災対策等に係る工事費用の一部を助成します。詳しくはお問い合わせください。

問 住宅都市みどり局開発・盛土指導課
☎ 711-4587 ☎ 733-5584

戸建住宅の緑化

戸建住宅の緑化を行う人に対し、費用の一部を助成します。詳しくは緑のまちづくり協会みどり課(☎ 260-8816 ☎ 401-1384)までお問い合わせください。

空家の福祉活用

空家や空部屋を、地域住民の集いの場や福祉事業所などの福祉活動の拠点に転用する事業を行っています。

問 市社会福祉協議会事業開発課
☎ 720-5356 ☎ 406-0169

市街化調整区域の空き家改修

市街化調整区域への定住化を促すため、市外から移住する世帯や世帯分離で市内移動する世帯に対し、一定の要件を満たす空き家の改修に係る工事費用等の一部を助成します。詳しくはお問い合わせください。

問 住宅都市みどり局地域計画課
☎ 711-4430 ☎ 733-5590

環境に配慮した設備・自動車などの助成

住宅用エネルギーシステム設置の助成

住宅にリチウムイオン蓄電池、V2Hシステム、高効率給湯器(エコキュート)、家庭用燃料電池、太陽光発電システムを設

置する場合に費用の一部を助成します。

事前に申し込みが必要です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

電気自動車などの購入助成

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車を購入する場合や、福岡市内の商業施設等の公共の場やマンション等の集合住宅、事業所に充電設備を設置する場合に費用の一部を助成します。充電設備については、事前に申し込みが必要です。補助の条件など詳しくは市ホームページをご確認ください。

問 環境局脱炭素事業推進課
☎ 711-4204 ☎ 733-5592

コラム

家庭でできる省エネ



使っていない家電製品は、プラグをコンセントから抜きましょう。家電製品は省エネモードで使いましょう。テレビや冷蔵庫、パソコンなどの家電製品は省エネモードで使いましょう。



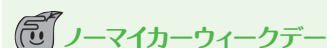
家電製品を買い替えるときは、省エネレベルの星の数を参考にしましょう。

10年前の冷蔵庫を買い替えると年間約2,260円から3,500円(45L~500L)の電気代の節約になります。

太陽光発電システムや蓄電池など再生可能エネルギーを利用するための機器の設置を検討しましょう。

電気の自家消費は電気料金の節約につながります。

厚手で丈の長いカーテンや断熱シートの活用、二重窓の設置などにより窓の断熱対策を検討しましょう。



平日は、マイカー使用をなるべく控え、公共交通機関や自転車・徒歩で移動しましょう。

コラム

夏の部屋が暑い!冬のお風呂が寒い!と感じていませんか?

住宅で熱の出入りがもっとも大きいのは窓です。窓を断熱改修することは、夏涼しくて冬暖かい家となる第1歩であり、夏の熱中症や冬のヒートショックの予防になります。

熱中症による死者数は、屋外よりも屋内の方が多く、家の中こそ、熱中症に注意が必要です。他にも窓の改修には、結露防止による快適性の向上や省エネなどの効果もあります。

市では国の補助金の紹介や、市作成の「住宅窓改修の手引き」を活用した周知を行っています。市ホームページをご覧ください。

お問合せ 環境局脱炭素社会推進課 ☎ 711-4282 ☎ 733-5592

